　　　小浜市企業版ふるさと納税実施要綱

　(趣旨)

第１条　この要綱は、地域再生法（平成１７年法律第２４号。以下「法」という。）

第５条第４項第２号の規定に基づき、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に対

する法人からの寄附金に関する取扱いについて、地域再生法施行規則（平成１７

年内閣府令第５３号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を

定めるものとする。

　(定義)

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めると

　ころによる。

1. 寄附対象事業　法第５条第１５項の規定により内閣総理大臣の認定を受けた

地域再生計画に基づき実施するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業をいう。　(2) 寄附者　市内に主たる事務所または事業所が所在していない法人であり、か

つ、青色申告書を提出している法人をいう。

　(3) 寄附金　寄附対象事業の実施のための費用として寄附者が行う１０万円以上

の寄附をいう。

(寄附金の申出)

第３条　寄附者は、寄附金の申出を行おうとするときは、小浜市企業版ふるさと納税（まち・ひと・しごと創生寄附活用事業）申出書（様式第１号）を市長へ提出するものとする。

(寄附の受領等)

第４条　市長は、前条の申出がされた場合は、当該申出がされた日の属する年度の寄附対象事業に当該申出がされた寄附金を充当するものとする。この場合において、寄附金の額は、当該寄附対象事業の実施に要する費用の範囲内の額とする。

２　前項に規定する寄附金の充当は、寄附者へ寄附金の支払いを要請することによ

り行うものとする。この場合において、市長は、当該寄附金を受領したときは、規則第１４条第１項の規定により、受領証（様式第２号）を交付するものとする。

３　市長は、前２項の規定にかかわらず、寄附対象事業の事業費が確定する前に寄附金を受領した場合は、当該事業費が確定した後に、事業費確定通知書（様式第３号）を通知するものとする。

４　市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、寄附金の受入れを拒否し、または受領した寄附金を返還することができる。

(1) 寄附金の受入れが公の秩序または善良の風俗に反するものと認められるとき。

(2) 前号に定めるもののほか、市長が特に必要と認めるとき。

(台帳の作成)

第５条　市長は寄附金の適正な管理を図るため、企業版ふるさと納税寄附金台帳（様式第４号）を作成するものとする。

(公表)

第６条　市長は、この要綱に基づく寄附を行った企業の名称、寄附金額等について、

　公表するものとする。ただし、寄附者が公表を希望しない場合は、この限りでは

ない。

(その他)

第７条　この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この要綱は、令和４年１２月１日から施行する。